

同窓会会則

第 1 条 (名 称)

本会は、大阪府立天王寺高等学校同窓会と名づける。

第 2 条 (住 所)

本会は、その事務所を大阪府立天王寺高等学校(以下「母校」という)内に置く。

第 3 条 (目 的)

本会は、会員相互の親睦を図り、本会および母校の発展を期することを目的とする。

第 4 条 (事 業)

本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 総会および親睦会の開催
- 2 会誌および名簿の発行
- 3 特に母校および本会に功労あった会員に対する表彰、慶弔および慰労等
- 4 母校の事業に対する後援
- 5 その他必要と認められること

第 5 条 (会 員)

本会は、次の会員をもって組織する。

1 通常会員

- イ 大阪府立天王寺中学校卒業生
- ロ 大阪府立天王寺中学校四年修了者
- ハ 大阪府立天王寺高等学校卒業生
- ニ 大阪府立天王寺高等学校併設中学校卒業生
- ホ 学制改革に伴い大阪府立夕陽丘高等学校併設中学校に移籍された者
- ヘ 大阪府立天王寺中学校または大阪府立天王寺高等学校に一時在籍した者で、常任幹事会の承認を得た者

2 特別会員

- イ 大阪府立天王寺高等学校職員
- ロ 大阪府立天王寺高等学校または大阪府立天王寺中学校職員であった者

3 準会員 大阪府立天王寺高等学校在校生

第 6 条 (役 員)

本会は、次の役員を置く。

- | | | | |
|-----------|----------|---|----------------------------------|
| 1 名 誉 会 長 | 1 | 名 | 母校校長を推す。 |
| 2 会 長 | 1 | 名 | 通常会員中より常任幹事会において選出する。 |
| 3 副 会 長 | 若 干 | 名 | 通常会員中より常任幹事会において選出する。 |
| 4 会 計 | 若 干 | 名 | 通常会員中より会長が委嘱する。 |
| 5 常 任 幹 事 | 各期 4 名以内 | | 通常会員各期において互選する。互選が困難な場合は会長が委嘱する。 |
| 6 校 内 幹 事 | 若 干 | 名 | 通常会員でかつ特別会員である者より互選する。 |
| 7 会 計 監 事 | 2 | 名 | 通常会員中より会長が委嘱する。 |

第 7 条 (役員の仕事)

本会役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長差支えあるときはその仕事を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を総理する。

- 4 常任幹事は、各期を代表し、常任幹事会において所定の重要な事項に参加する。
- 5 校内幹事は、常任幹事会および正副会長会議に出席し、所定の重要事項に参加するとともに、同窓会と母校との間の調整をはかる。
- 6 会計監事は、会計の監査を行い、その結果を常任幹事会に報告する。

第 8 条 (役員任期)

本会役員任期は3ヶ年とする。但し、重任することを妨げない。

補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

任期満了時において後任者が選任されていないときは、後任者が選任されるまで、引き続き職務を行う。

第 9 条 (委員会)

本会は、会長の諮問機関および本会の事業の執行機関として各種委員会を設置する。

その種類、構成および事業執行の方法は、会長がこれを定める。

第 10 条 (顧問)

本会は、顧問若干名を置く。

顧問は、会員中により会長が委嘱し、常任幹事会の承認を得るものとする。

顧問は、各会議において意見を述べることができる。

第 11 条 (経費)

本会の経費は、入会金、会費および寄付金をもってこれに充てる。

入会金・会費に関する規定は、別にこれを定める。

第 12 条 (予算・決算)

本会の収支予算は、会長が編成し、常任幹事会の承認を得るものとする。

本会の収支予算は、当該会計年度中に在任した会長がこれを作成し、会計監事の意見をつけ、常任幹事会の承認を得るものとする。

第 13 条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第 14 条 (支部)

本会は、常任幹事会の承認を得て支部を設けることができる。

第 15 条 (改正)

会則の改正は、総会の決議を経るものとする。

第 16 条 (規程)

本会会則施行上必要な規程は、常任幹事会の議を経て会長が別に定めるものとする。

付則 第 6 条 5 号の改正規定は、平成 19 年に卒業する期から適用する。

会議運営に関する規程

第 1 章 総 則

第 1 条 (会議)

同窓会運営に関する会議は、総会、常任幹事会、および正副会長会議とする。

第 2 条 (議長)

各会議の議長は、同窓会会長をもってこれに充てる。

第 3 条 (招集の手続)

各会議は、会議日の1週間前に議題を明示し、会長がその通知を発して招集する。但し、緊急の場合常任幹事会についてはこの限りではない。

第 4 条 (表 決)

- 1 各会議は、会議出席者の過半数の賛成をもって議決するものとする。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 2 同窓会会則の改正および議長もしくは各会議出席者の過半数の賛成をもって重要と見なした事項については、3分の2以上の賛成をもって議決するものとする。

第 5 条 (議事録)

本会は、各会議につき議事録を作成し、議長および出席副会長が連署し、これを保存する。

第 2 章 総 会

第 6 条 (定例総会)

定例総会は、原則として毎年1回、秋に開くものとする。

第 7 条 (臨時総会)

常任幹事会が必要と認めるとき、会長は遅滞なく臨時総会を開くものとする。

第 8 条 (承 認)

幹事会および常任幹事会の決議事項は、総会に報告し、その承認を得なければならない。

第 3 章 常任幹事会

第 9 条 (構 成)

- 1 常任幹事会は、会長、副会長、会計、会計監事、常任幹事および校内幹事をもって構成する。
- 2 常任幹事差支えあるときは、同期の通常会員を代理人とすることができる。

第 10 条 (招 集)

- 1 必要と認めるとき、会長は常任幹事会を招集することができる。
- 2 議題を明示して常任幹事 5 名以上の連署による請求があったとき、会長が遅滞なく常任幹事会を招集するものとする。

第 11 条 (審議事項)

常任幹事会は、次の事項を審議する。

- 1 会長、副会長の選任
- 2 予算、決算の承認
- 3 総会への提出議案
- 4 前条第 2 項による議題
- 5 その他会則に定めた事項および正副会長会議において必要と認められた事項

第 4 章 正副会長会議

第 12 条 (構 成)

正副会長会議は、会長、副会長、会計および校内幹事をもって構成する。

第 13 条 (招 集)

必要と認めるとき、会長は正副会長会議を招集することができる。

第 14 条 (審議事項)

正副会長会議は、次の事項を審議する。

- 1 常任幹事会への提出議案
- 2 常任幹事会において決定された事項の執行に関する事項

第 15 条（報告）

正副会長会議の決議事項は、各常任幹事に報告するものとする。但し、「桃陰だより」への掲載等によってその報告に代えることができる。

入会金、会費に関する規程

第 1 条（入会金・会費）

- 1 入会金は、8,000円とする。
- 2 会費は、年額3,000円とする。

第 2 条（納 付）

- 1 入会金は、卒業時に一括納入するものとする。
- 2 会費は、毎年郵便局または所定の銀行口座への振込により納入するものとする。

第 3 条（減免措置）

同窓会会長は、特別の事情が認められるときは、正副会長会議の議を経て入会金の納付を減免することができる。